

## 第2章 都市づくりの基本姿勢



# 1 市民主体のまちづくり

## (1) 市民主体のまちづくりのあり方

今後ますます成熟する社会の中で、多様化する市民ニーズを把握し、これに見合った的確な都市づくり・まちづくりを行うことが求められています。

行政計画の策定プロセスにおいて市民参加を図ることにより民意を反映し、また地域住民の発意による自主的なまちづくり活動を進めることは、総合的な都市づくり・まちづくりを行うためには欠かせないことです。現在市内では、内宮おはらい町、外宮参道、河崎<sup>かみやしろ</sup>、神社、二見町茶屋などにおいて、市民主体のまちづくり組織による活発なまちづくり活動が進められています。

2015（平成27）年4月には、伊勢市ふるさと未来づくり条例を施行しました。現在市内全域において、本条例に基づく地域課題を解決するための新しい地域自治組織である「まちづくり協議会」が活動を進めています。今後はまちづくり協議会を中心として、すでに市民主体のまちづくり組織によるまちづくり活動が進められている地域では、その活動とまちづくり協議会が連携し更なる広がりを持つことや、またこれまでまちづくり活動が盛んでなかった地域において、様々な取組が展開されていくことなどが期待されます。また地域別構想において、まちづくり協議会との連携を図り、地域の意見を反映させつつ策定していくことを検討していきます。

これからも、行政が進める計画づくりや施設づくりにおいて市民参加を促進するだけでなく、まちづくり協議会など市民組織を主体とした市民発意のまちづくりに対して行政が必要な支援を行うなど、市民と行政との協働によるまちづくり・都市づくりを進めることを目指します。



清掃活動



体験学習



花壇整備



交流事業



ウォーキング



歴史散策

まちづくり協議会 活動の様子

## (2) まちづくり協議会と地域別構想

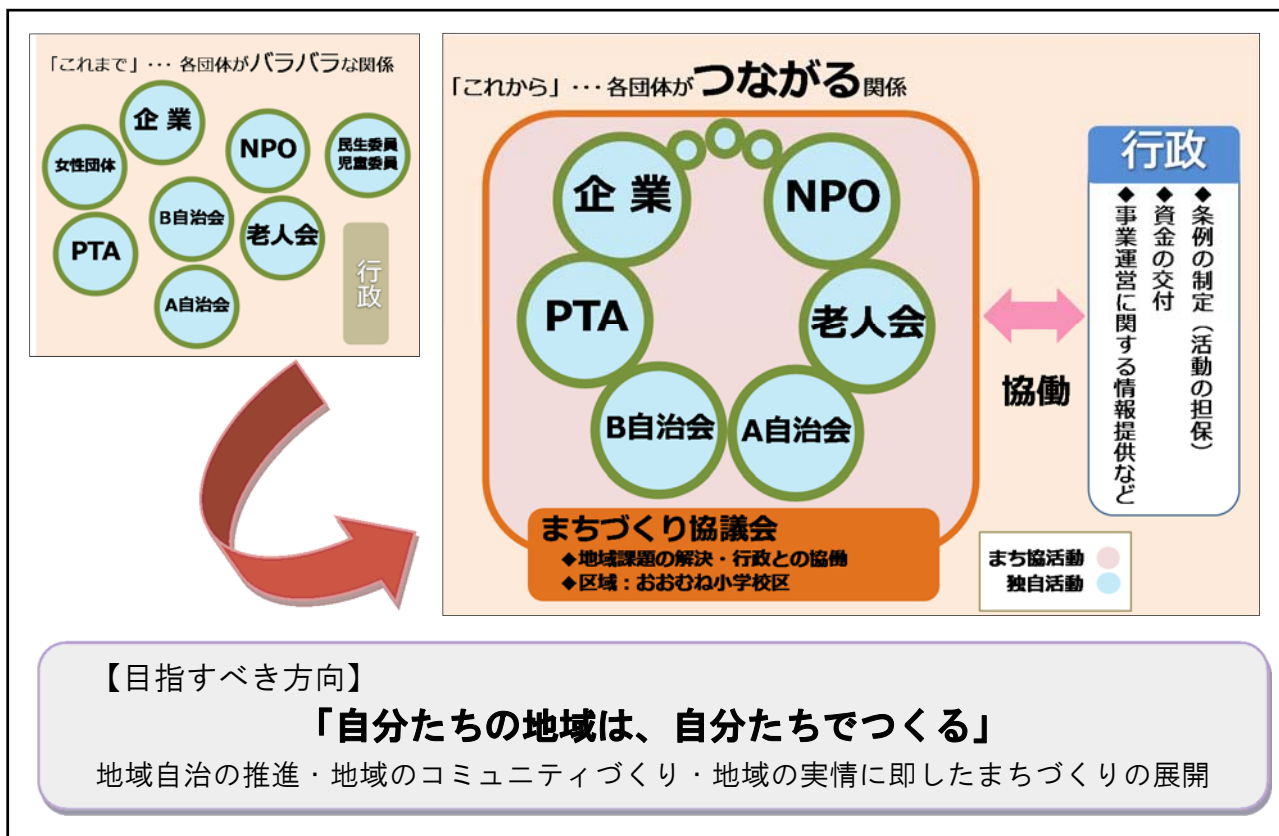
### ① ふるさと未来づくり条例に基づくまちづくり協議会

ふるさと未来づくりとは「市民が、自分たちで考え、自分たちでまちをつくっていく」という考えの下、住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を活かして自立的にまちづくりを行い、将来にわたって豊かで住み良いまちを実現するための地域の自治の仕組みの事です。

このような考えの下、2015（平成27）年4月から「伊勢市ふるさと未来づくり条例」が施行され、従来の自治会単位の地域の枠を越えて、地域の様々な団体の代表や地域住民が集まり、現在、小学校区を単位として市内全域で23のまちづくり協議会が取組を進めています。

まちづくり協議会は、地域の未来・将来像を考え、地域全体で取り組めることを話し合い、知恵を出し合って、「地区まちづくり計画」を策定し、今まで取り組めなかった事業や、地域単位で取り組んだ方が効率的な事業、自治会等単独の組織では実施が難しくなってきた事業などに取り組んでいます。市は、その支援として、必要な情報や資金の提供等を行います。

#### 【まちづくり協議会 イメージ図】



#### ■まちづくり協議会の取組例



まちづくり協議会の活動は、地区の状況に応じて様々な分野に及んでいます。清掃や花壇の管理などの美化活動、健康や福祉などをテーマとした暮らしに役立つ講習会の開催やサロン活動、防犯パトロールや避難訓練などの安全・安心のための活動、地区の住民がふれあい、コミュニティの繋がりをつくり、強化することを目的としたイベントの開催など、様々な取組が行われています。

事例：避難所運営訓練（主催：浜郷地区まちづくり協議会）

## ②地域別構想の策定方針

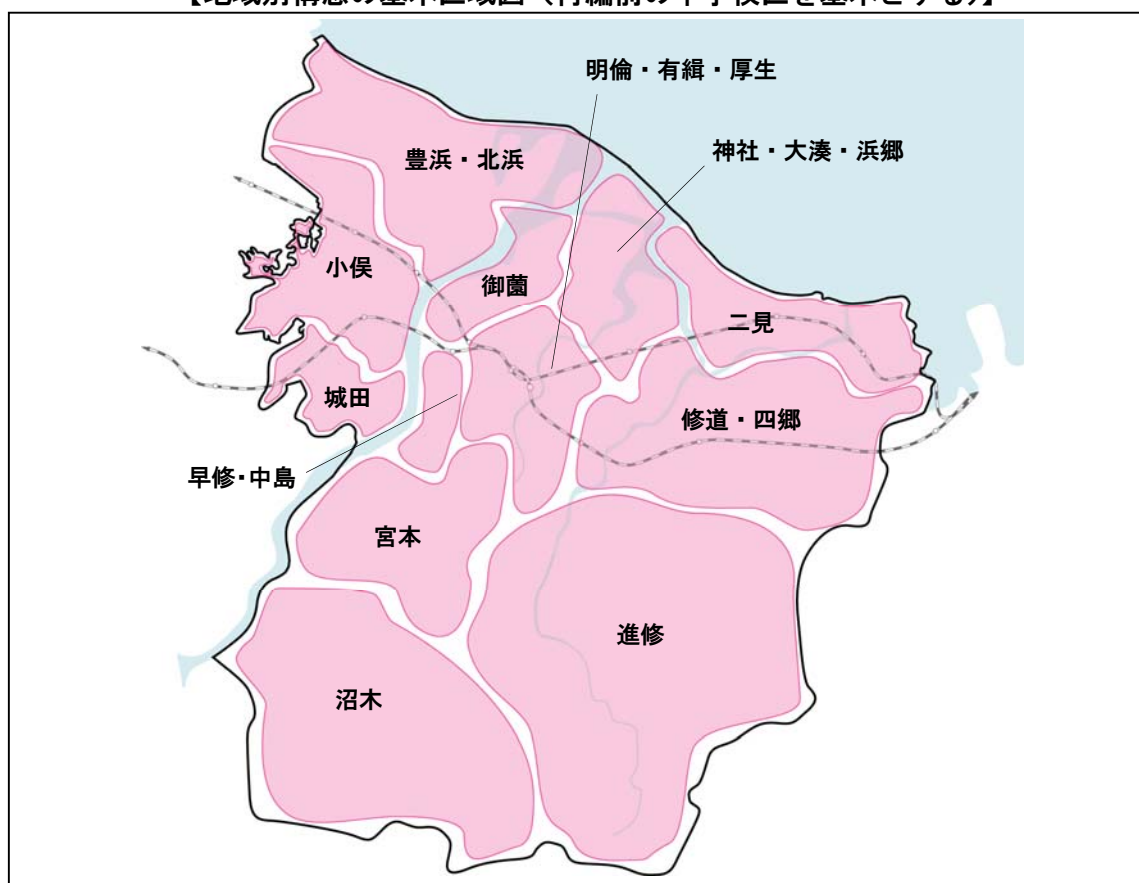
都市マスタープラン地域別構想は、地域において長期的に取り組むべき課題や、全体構想の将来都市構造よりも詳細な土地利用方針など、より具体的な地域の将来像を示すものです。地域別構想は、まちづくり協議会と連携を図り、地区まちづくり計画の内容など住民の意見を取り入れながら、順次策定していくことを検討します。

### ■地域の分け方について

地域別構想は、中学校区を基本の地域とし、エリアの広さ等を考慮します。

また現在市では、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（2017（平成29）年3月修正版）に基づく小中学校区の再編を進めています。この計画の計画期間は、2012（平成24）年からを第1期、第1期終了以降を第2期としており、順次小中学校の統廃合を進めています。小中学校区の再編がコミュニティのあり方に影響が出るまでには長い時間を要すると考えられることから、策定を検討していく地域別構想は、再編前の中学校区を基本とします。

【地域別構想の基本区域図（再編前の中学校区を基本とする）】



## ③都市計画制度の活用

地域別構想に掲げる目標や将来像の実現を目指し、地域の実情に即したきめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画を決定する場合の地域の合意形成や、都市計画提案制度を用いた行政への提案・協議など、都市計画制度の活用を検討し、まちづくり協議会との連携を図ります。

## 2 良好な景観形成の推進

### (1) 伊勢市景観計画に基づく取組

景観は、森林や山並み等の自然景観や、建築物や道路などの建造物による都市景観に、人々の生活の雰囲気や賑わいなどが合わさって形成されるものです。良好な景観は、市民としての誇りやアイデンティティにつながるとともに、市外から訪れる人々にとっては魅力となり、当市を訪れる目的のひとつとなります。良好な景観の形成は、地域の特色を活かしたまちづくりには欠かせない視点であり、そのためには市民一人ひとりが自らの住まいやその周辺において、景観づくりを意識し、取り組んでいくことが必要です。

2005（平成 17）年 6 月に景観法が全面施行されたことを受けて、当市は 2008（平成 20）年 3 月 1 日、景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体である景観行政団体となり、2009（平成 21）年 5 月 1 日には伊勢市景観計画を策定しました。（2018（平成 30）年 11 月改定）

伊勢市景観計画は、当市の景観の形成の方向性を示すという役割を果たすもので、市全域を対象区域とし、良好な景観の形成に関する方針や基準を定めています。

今後も、重点地区等の追加指定に向けての取組を進めます。

#### 【当市の景観に関する取組の経緯】

年月日	経緯
2008（平成 20）年 3 月 1 日	伊勢市、景観法に基づく景観行政団体となる
2009（平成 21）年 5 月 1 日	伊勢市景観計画 策定
同年 10 月 1 日	伊勢市景観計画 運用開始 都市計画法に基づく景観地区決定（内宮おはらい町地区）
2013（平成 25）年 1 月 30 日	伊勢市景観計画 改定
同年 4 月 1 日	伊勢市景観計画 改定版運用開始
2017（平成 29）年 11 月 1 日	伊勢市景観計画 改定
2018（平成 30）年 1 月 1 日	伊勢市景観計画 改定版運用開始
2018（平成 30）年 11 月 1 日	伊勢市景観計画 改定 同日改定版運用開始



## 【伊勢市景観計画の概要】

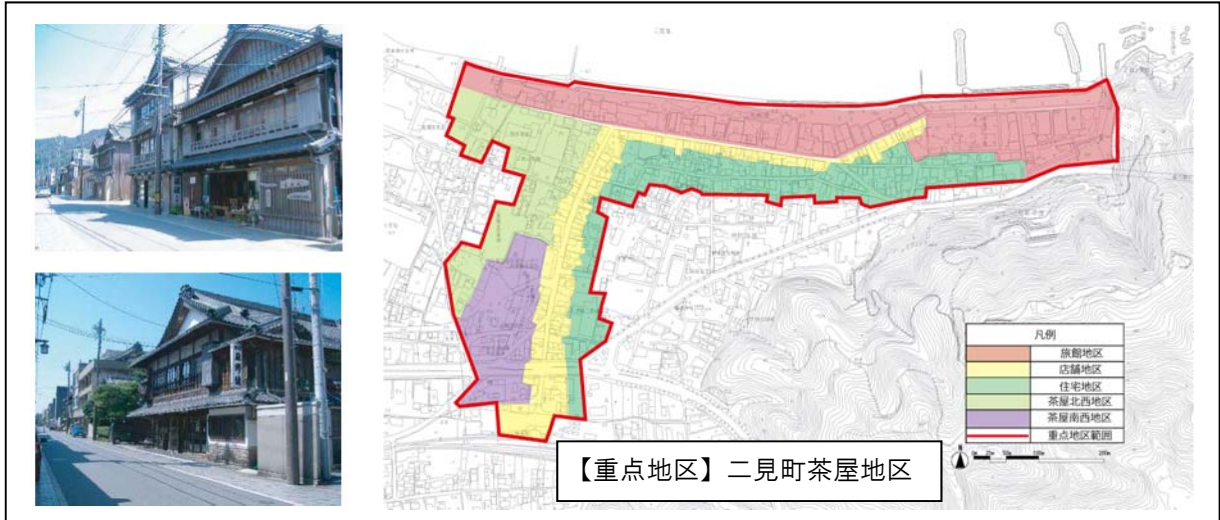
### ■ 基本理念

「生成り」の良さを生かし

住む人の誇りとなる伊勢の景観を守り、つくり、育てる

### ■ 区域と景観形成基準

伊勢市景観計画では市全域を景観計画区域とし、「重点地区」「沿道景観形成地区」「一般地区」の3つの地区に区分して、良好な景観の形成を図ります。



伊勢市景観計画では、次の3種類の地区ごとに「景観形成基準」とその対象となる行為（建築物の新築、改築、色彩の変更等）を定め、それらの行為が当該地区の景観と調和したものとなるようにしています。

## ① 重点地区

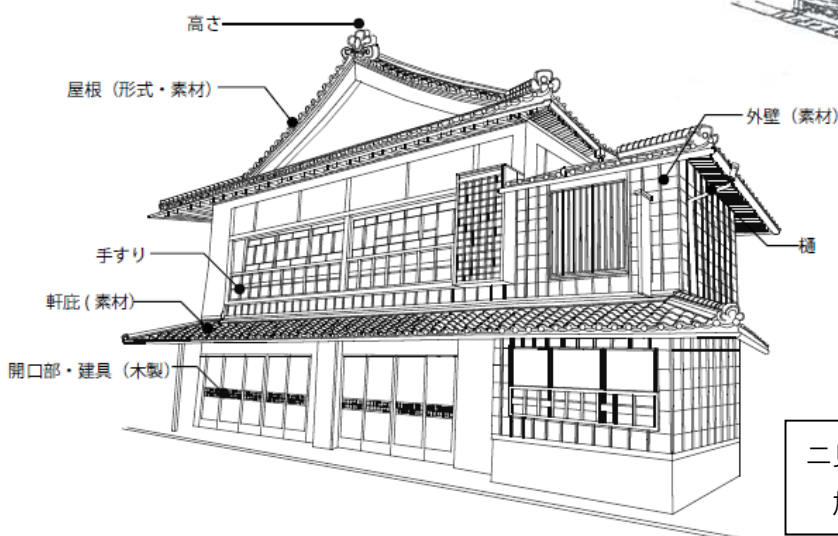
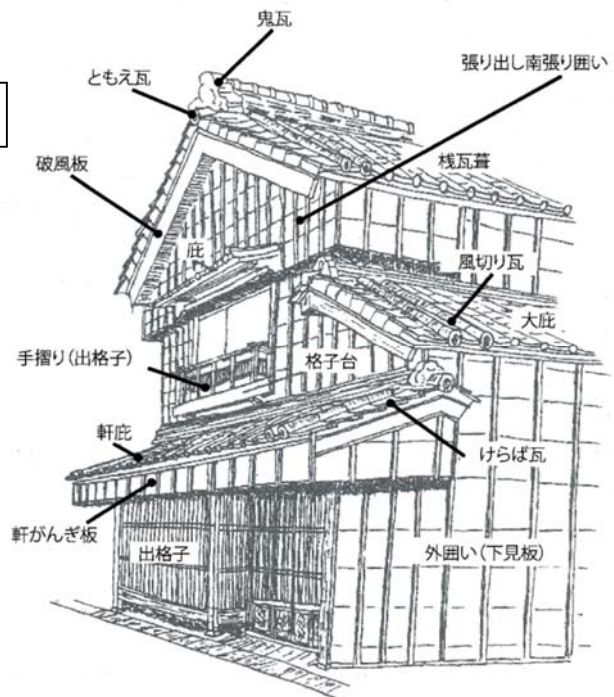
特色ある景観の形成を図るため、景観計画区域のうち、次の項目に該当する区域を重点地区として指定します。現在、内宮おはらい町地区（※）と二見町茶屋地区の2地区を指定しています。

（※内宮おはらい町地区：都市計画法に基づく景観地区に重複指定）

- 歴史的まちなみ（当市固有の建造物、史跡、遺跡等と周囲の景観が一体となって、伝統と文化を形成しているものをいう。）の景観を保全すべき区域
- 賑わいのある景観を保全又は創出すべき区域
- 自然景観、眺望景観を保全すべき区域

【景観形成基準の対象】原則すべての行為

内宮おはらい町地区 整備イメージ図



二見町茶屋地区  
旅館地区の整備イメージ図

出典：『伊勢市景観計画における重点地区（二見町茶屋地区）の計画内容の再検討に関する調査研究』（平成24年3月 三重大学浅野研究室・伊勢市）

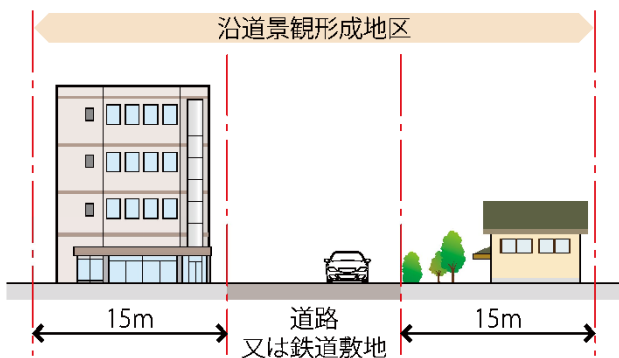


## ② 沿道景観形成地区

次の項目に該当する道路沿道又は鉄道沿線の良好な景観の形成を図るため、景観計画区域のうち、当該道路端又は鉄道敷地端から両側 15m以内の区域を沿道景観形成地区として指定します。

- 観光交流拠点へ誘(いざな)う道路又は鉄道
- 地域固有の景観が形成されている道路

【景観形成基準の対象】原則すべての行為



図：沿道景観形成地区対象区域

## ③ 一般地区

景観計画区域のうち、「重点地区」又は「沿道景観形成地区」として指定していない区域を一般地区とします。

【景観形成基準の対象】一定規模以上の行為

### 事例 景観計画に基づく修景

景観重要道路である神路通りは、外宮北御門から月夜見宮をつなぐ通りで、「神が通る道」という意味から神路通りと呼ばれています。平成 22 年度から 23 年度にかけて、路面の修景を行いました。

近年、地元の主体的な取組により、案内板などが設置されており、沿道敷地に植えられているしだれ桜とともに、地域固有の景観を形成しています。



神路通り

## (2) ハード面での景観整備

第4章の将来都市構造において軸や拠点として位置づけている施設やその周辺地域は、市のシンボリック役割を持つものでもあることから、それらの整備を実施する際には、機能面の充足だけでなく景観面での配慮も必要です。今後も、交通結節点である駅前広場の整備や、無電柱化整備など、ハード面での景観整備を進めます。

### 事例

当市においては、2013（平成25）年の式年遷宮に合わせて、様々なハード面の整備が進められました。特に伊勢市駅周辺と宇治山田駅周辺においては、2011（平成23）年から2013（平成25）年にかけて官民協働による整備が行われました。

#### ■伊勢市駅周辺

伊勢市駅及び駅周辺においては、都市再生整備事業により市が主体となって、トイレ及び駐輪場の整備、ロータリー及び駅前広場の整備（バス・タクシー乗り場の整備、照明灯の設置、石畳による舗装）、観光案内所の整備を実施しました。また、鉄道事業者により、駅舎の修景が行われました。

バス・タクシー乗り場の柱及び屋根は、伊勢市景観計画の理念である「生成り」をイメージしたものとなっています。



伊勢市駅前の様子

#### ■宇治山田駅周辺

宇治山田駅周辺においても、伊勢市駅周辺と同様に、都市再生整備事業により市が主体となり、ロータリー及びバス・タクシー乗り場の整備、歩道橋の撤去、観光文化会館前の歩道の修景などを実施しました。



宇治山田駅前の様子

### (3) ソフト面での取組

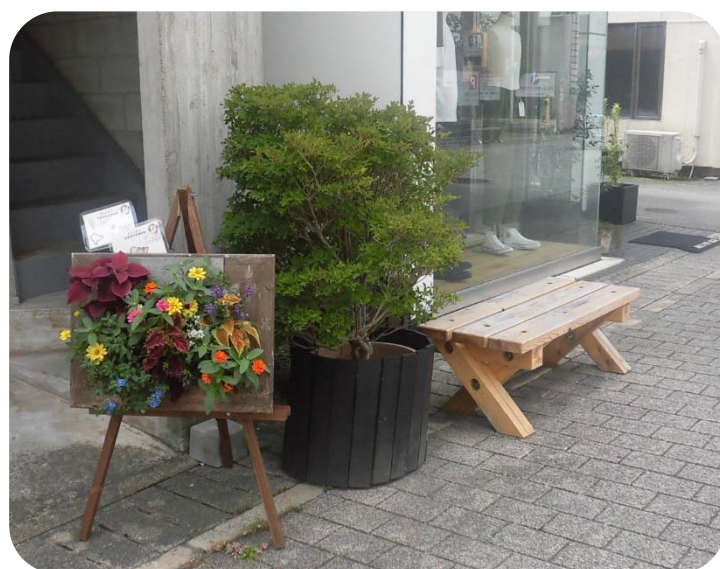
良好な景観は、人々の生活の雰囲気、賑わいなどが感じられることが重要な要素となっています。景観計画に基づく取組以外にも、地域の住民によるイベントの際の演出や緑化活動、公共物の景観に配慮した修景など、良好な景観形成のためのソフト面での取組が各地域で行われています。

今後も必要な支援を行うことなどにより、ソフト面での取組の継続・展開を図ります。

#### 事例



ゆかたで千人お参り・竹あかり（外宮参道）



花やベンチによる演出（外宮参道）



## 3 取組例と今後の展開

### (1) 市民主体で活動を進めている地域例

現在市内では、次の5地域においてまちづくり活動が活発に行われており、これまでに様々な取組が行われてきました。

今後も地域の特性を活かしたまちづくりを継続推進するため、景観計画における重点地区への位置づけや必要な施設の整備、市民主体の取組に対する支援など、ソフト・ハード両面における行政と地域の協働でのまちづくりを進めます。

#### ■内宮おほらい町



1979（昭和54）年、次の遷宮までに活気のあるおほらい町に再生することを目指し、地域の若手住民を中心とした「内宮門前町再開発委員会」が結成され、まちなみ保全や融資制度について研究や調査が進められました。1980（昭和55）年には「内宮門前町再開発会議」が発足し、まちづくりの基本的な方針についての合意形成に努め、市、市議会に対してまちなみ保存についての要望を提出しました。これを受けて行政の支援としては、1989（平成元）年にまちなみ保全条例を制定し、1990（平成2）年に内宮おほらい町をまちなみ保全地区に指定しました。これにより、本地区において市民・企業・行政によるまちなみ保全事業が実施され、1993（平成5）年の第61回神宮式年遷宮に向けて多くの家屋が伝統的な様式に修景され、また無電柱化や石畳舗装等の景観整備が行われました。

2009（平成21）年10月1日の伊勢市景観計画の運用に伴い同条例を廃止しましたが、それと同時に伊勢市景観計画において内宮おほらい町地区を重点地区として指定し、合わせて都市計画法に基づく景観地区に重複指定を行いました。これを受けて、学識経験者や住民代表による「内宮おほらい町地区景観委員会」を設置し、本地区の景観形成に関する事項の調査・審議を行うこととしています。

内宮門前町再開発会議は、1994（平成6）年に「伊勢おほらい町会議」に名称変更し、現在も観光や防災など、様々な活動に取り組んでいます。



## ■外宮参道



外宮の参拝客の増加と山田の町の賑わいを取り戻すため、商店主による「外宮参道発展会」が、「外宮さんに微笑んでいただけるまちづくり」を目指し、店舗を活用した観光交流拠点「伊勢菊一」や、手荷物預かりの実施、外宮参道ギャラリーの開設、外宮参道歴史写真展の常設、参道全域のWi-Fi フリースポット化、イベントの開催など様々な活動を進めています。また、外宮参道発展会が2003（平成15）年に

組織したまちづくり団体である「外宮参道懇話会」が、外宮参道らしさの演出や木製ベンチの設置などを行っており、2015（平成27）年10月には、伊勢和紙を使った新たな照明器具を設置しました。さらに、女性からなる「たおやめ会」が参道を花で飾るなどの活動を実施しています。

上記以外にも、観光協会・同青年部を中心とした実行委員会による伊勢楽市の開催など、様々な団体が活動を行っています。

## ■二見町茶屋



旅館街を中心とした歴史的まちなみを保全するため、2001（平成13）年12月、行政の支援として、「二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例」を施行し、茶屋地区を景観形成地区に指定しました。その後、2009（平成21）年10月1日の伊勢市景観計画の運用に伴い同条例を廃止しましたが、それと同時に伊勢市景観計画において茶屋地区を重点地区として指定しました。これを受けて、学識経験

者や住民代表による「二見町茶屋地区景観委員会」を設置し、本地区の景観形成に関する事項の調査・審議を行うこととしています。また、2013（平成25）年1月には、伊勢市景観計画の改定を行い、本地区の重点地区の範囲及び景観形成基準の見直しを実施しました。

「賓日館」の保存に際し、「NPO 法人二見町賓日館の会」を地域住民の手で立ち上げ、2003（平成15）年11月に資料館として一般公開し、地域の文化活動と情報発信の拠点として運営しています。

また、おひなさまめぐり in 二見などの観光活性化イベントなど、地域住民によるまちづくり活動が行われています。

## 河崎



勢田川改修を契機に、まちなみ保存を目的とした「伊勢河崎の歴史と文化を育てる会」が1979（昭和54）年に結成されました。まちなみ調査やまちなみ館整備などの活動を進め、1999（平成11）年にNPO法人「伊勢河崎まちづくり衆」が発足しました。

市が設置し、伊勢河崎まちづくり衆が管理運営を行う「公設民営型」施設として、2002（平成14）年にはまちなみ拠点「伊勢河崎商人館」を、2003（平成15）年には河崎「川の駅」を開設しました。現在もこれらの施設は、地域の歴史文化を伝えると共に、「河崎だいどこ市」などの各種イベント等の開催など、地域のまちづくり活動の拠点となっています。

また、かつて勢田川の舟運により栄えた問屋街としての歴史を活かして、「河崎川の駅」から「神社海の駅」までの区間において木造船「みずき」の定期運行を実施しています。

## かみやしろ 神社



歴史文化あふれるみなとまち神社港の再生を図ることを目的に、地域に根ざした人々が主体となって、2002（平成14）年にNPO法人「神社みなとまち再生グループ」が発足しました。2006（平成18）年には、「公設民営型」施設として神社「海の駅」を開設し、神社みなとまち再生グループが管理運営を行っています。

当該施設を拠点として、港まつり行事、愛知県篠島との御幣鯛おんべだい交流行事、船参宮を再現した木造船「みずき」の定期運航、マリンスポーツを取り入れたイベント、木造船「みずき」に乗って勢田川の歴史を学ぶツアーなど、港を活かした様々なまちづくり活動を進めています。

このほか、まちなみや伝統芸能を保存する取組や、まちを活性化するための取組など、様々なまちづくり活動が各地域で展開されています。

### 【取組の例】

- 地域の文化や庶民の暮らしを伝える「伊勢まちかど博物館」
- 浦之橋商店街・高柳商店街・新道商店街など各商店街が企画するまつりや朝市等のイベントの開催
- 10の商店街から構成される伊勢市商店街連合会による、「伊勢やまだ大学」の取組（外宮、伊勢や日本の歴史・文化を学ぶセミナーや体験型授業を行う特別講座、商店主が商品やサービスに係る専門知識を紹介するお店ゼミの開催、音楽や演劇などのサークル活動、イベントなど）
- 旧御師丸岡宗大夫邸の保存・再生活動 など

## (2) 市民主体のまちづくりを支える取組

市民主体のまちづくり活動を支えるため、行政と市民組織などとの協働方法として、様々な取組を進めてきました。今後はこれらの取組の成果を活用しつつ、必要に応じて新たな体制づくり・仕組づくりを進めます。

### 市民主体のまちづくりを支える取組例

これまでに実現例のある取組	<p>●情報共有の場づくり</p>  <p>市民公益活動（市民が自主的に行う営利を目的としない公益のための活動）に関する情報の交換、市民活動団体の運営に対するアドバイスや相互交流などの支援を行い、地域や活動分野の枠を超えた交流、情報収集、情報提供やネットワーク作りを進めます。</p> <p>事例：いせ市民活動センター「パーティいせ」</p>
	<p>●まちづくり学習ツールの活用</p>  <p>まちづくりを学習するための「道具」として活用を進めます。</p> <p>事例：まちづくりブック伊勢（2000（平成12）年発行） ※日本都市計画学会「自治体優秀まちづくりグッズ賞」受賞（2012（平成24）年）</p>
	<p>●市民主体のまちづくり組織の運営支援</p> <p>特定の地域のまちづくりに取り組む団体に対し、必要に応じて NPO などとしての立ち上げ・運営のアドバイス、市の計画上への位置づけや情報共有・意見交換などの支援、市民活動の拠点を活用した運営支援などを進めます。</p> <p>事例：NPO 法人 伊勢河崎まちづくり衆</p>
	<p>●市民まちづくり組織との業務連携（調査・計画段階）</p> <p>調査、計画案づくりなど、まちづくり NPO などの各種市民組織と連携できる体制を強化します。</p> <p>事例：まちづくり活動支援事業委託（2013（平成25）年） 旧御師・丸岡邸を核にした御師の建物・物語を活かした観光交流空間づくり 等</p>
	<p>●公共空間の共同管理</p> <p>公園の除草・清掃などを自治会に管理委託し、公共空間を市民と行政が共同管理することにより、より柔軟性のある公共空間づくりを進めます。</p> <p>事例：市内各所の公園（約 200 箇所）における公園管理業務委託</p>

<p>これまでに実現例のある取組</p>	<p>●市民主体の地域活性化イベントの開催</p>  <p>まつりやシンポジウムなどのイベントを、市民主体となって企画・運営することを支援します。</p> <p>事例：伊勢まつり（主催：伊勢まつり実行委員会）</p>
<p>今後実現を目指す取組</p>	<p>●協働の基本ルールづくり</p>  <p>多様な主体が協働のまちづくりを目指して活動する時の基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示し、協働の効果を発揮し、より高い効果を得られる協働の推進を目的として、平成23年に「伊勢市協働の基本ルール」を策定しました。これは、いわゆる規則として当事者それぞれの行動を拘束するものではなく、お互いが守り、尊重すべき内容です。</p> <p style="text-align: right;">2011（平成23）年4月策定</p> <p>●都市計画提案制度や地区計画制度の活用</p> <p>都市計画提案制度は、地域住民の方々がこれまでより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことができるよう、市が決定する全ての都市計画（都市マスタープランを除く。）について提案できる制度です。この制度を活用し、市民発意によるまちづくり提案の具体化を進めます。</p> <p>また、「地区計画」制度を活用し、地区ごとの特性を活かしたきめ細かいまちづくりの実現を目指します。</p>